

第5回 壬生町農業委員会総会議事録

令和2年11月20日（金）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和2年11月20日（金）午前10時00分から午前11時22分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員 2人
7番 青木 幸一 8番 木野内 佳代子
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第6 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第7 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第8 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 大垣仁美、農地調整係長 宇賀神尚、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
令和2年11月20日（金）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第5回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。
定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 あいさつ

連日、テレビをつけるとコロナのニュースで、昨日は東京で534人、全国で2千人を超えたという状況の中で、トータル的には12万人を超えたという状況です。栃木県では昨日15人の感染者が生まれて、延べで542名とのことです。コロナに関しては多方面で影響が出ているようで、今年米の単価が安いというの、外食産業で米が出ないという関連もありますし、まだ価格は出ていませんが、そばの単価も安くなっているという声も聞こえています。そのような中ですが、先日経営継続補助金の第2次募集が終わりました。壬生では51名の方が申請をしたようです。本日の総会がスムーズに行えますよう皆様のご協力をお願いします。

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 それでは、7番 琴寄成人 委員、8番 清水利通 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡局長補佐と宇賀神係長を指名いたします。

- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局より報告をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

- ・10月20日(火) 農業委員会運営委員会が、役場第3会議室で開催され、梁島源智会長、篠原正明職務代理・清水利通農業委員・琴寄成人農業委員・刀川正己農業委員、事務局から岡 洋子局長補佐・宇賀神 尚係長と私が出席いたしました。
- ・10月28日(水) 県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで開催され、梁島源智会長と宇賀神 尚係長が出席いたしました。
- ・10月28日(水) 認定農業者協議会役員会が、ひばり館で開催され、刀川正己農業委員と鈴木進吉推進委員(認定農業者協議会会長)が出席いたしました。
- ・11月12日(木) 下都賀地方農業委員会会長会総会並びに職員事務研究会総会が下都賀庁舎で開催され、梁島源智会長と私が出席いたしました。

- ・同じく11月12日（木）壬生町自治功労者表彰式が城址公園ホールで開催され、琴寄成人農業委員が功労賞を受賞されました。琴寄委員におかれましては、3期9年以上農業委員の職にあり町の農業行政に功労されたとしての表彰であります。おめでとうございます。事務局からは宇賀神 尚係長が出席いたしました。
- ・11月13日（金）農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が開催され、篠原正明職務代理・刀川正己農業委員・大橋好一農業委員・木野内佳代子副委員長・青木幸一推進委員、事務局から宇賀神 尚係長と私が出席いたしました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

11/5（木）締切りの時点で、4件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

貸人 _____ 上田1 自作地292a 借受地42a

借人 _____ 上田1 自作地292a 借受地42a

（土地の表示）

壬生町大字安塚 _____ 畑 1, 322㎡ 他18筆

合計29, 227. 77㎡

使用貸借権の設定 10年間 稼働3人

第2項

譲渡人 _____ （栃木市） 自作地53a 貸付地53a

譲受人 _____ （国谷1-1） 借受地51a

（土地の表示）

壬生町大字上稲葉 _____ 田 2773㎡

売買による所有権移転 稼動 3人

第3項

譲渡人 _____ (福和田) 自作地 1 2 4 a 借受地 2 4 a

譲受人 _____ (福和田) 自作地 5 3 6 a 借受地 3 1 a 貸付地 7 3 a

(土地の表示)

壬生町大字福和田_____	田	6 9 2 m ²
壬生町大字福和田_____	田	1 2 0 2 m ²
壬生町大字福和田_____	田	8 7 2 m ²
壬生町大字福和田_____	田	3 1 0 m ²
	合 計	3 0 7 6 m ²

売買による所有権移転 稼動 3人

第4項

譲渡人 _____ (台坪) 自作地 3 3 a

譲受人 _____ (台坪) 借受地 1 6 9 a

(土地の表示)

壬生町大字藤井_____	田	1 9 1 4 m ²
--------------	---	------------------------

売買による所有権移転 稼動 3人

以上、第1項から第4項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりました。以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

なお、本案件は、_____が借人となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されます。ここで_____には退席をお願いいたします。

(_____委員退席)

改めまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 刀川正己 委員

●1番 刀川正己 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

11月10日に、貸人の_____氏立会いのもと、篠原正明職務代理、廣澤 薫推進委員と現地調査を行いました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはありませんでした。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。
_____委員は席にお戻りください

(_____委員着席)

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 琴寄成人 委員

●7番 琴寄成人 委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

11月12日に、譲受人の_____氏の立会いのもと、高橋宏治委員、賀長紀好推進委員と現地調査を行いました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはありませんでした。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋敏男 委員

●3番 高橋敏男 委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

11月8日に、譲受人の_____氏立会いのもと、大関孝男委員、鈴木良一推進委員と周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

11月10日に、譲受人の_____氏の立会いのもと、琴寄成人委員、鈴木進吉推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書4ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

11/5(木)締切りの時点で、4件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (福和田)

譲受人 _____ (壬生町)

土地が、壬生町大字福和田 _____ 田 4, 148㎡
資材置場のための売買による所有権の移転となっております。

第2項

賃貸人 _____ (西部)、 _____ (西部)、 _____ (西部)、
_____ (西部)

賃借人 _____ (北原)

土地が

壬生町大字羽生田 _____	畑	459.98㎡
壬生町大字羽生田 _____	畑	1246㎡
壬生町大字羽生田 _____	畑	684㎡
壬生町大字羽生田 _____	畑	452㎡
壬生町大字羽生田 _____	畑	147.98㎡
	合計	2989.96㎡

園芸用土採取及び搬出入路のための賃借権の設定 1年間

第3項

賃貸人 _____ (車塚)

賃借人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲 _____ 田 500㎡

資材置場 賃借権の設定 5年間

第4項

譲渡人 _____ (至宝町)

譲受人 _____ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字国谷 _____ 田 2070㎡

太陽光発電設備敷地 所有権の移転売買

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る 11月13日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 1番 刀川正己 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 1番 刀川正己 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法 第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、11月13日(金)、私と 大橋 好一 委員、篠原 正明 職務代理、青木 幸一 推進委員、木野内 佳代子 推進委員、大垣 仁美 事務局長、宇賀神 尚 係長の7名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____ から東に約100mに位置する農地で、立地基準は第2種農地となります。

事業計画書によると、譲受人は土木工事業を営んでおり、数年前から太陽光発電設備の設置工事も請け負っています。工事の受注増加に伴い、搬入資材も多くなり、資材置場が不足している状況です。太陽光パネルや重機等の置場とするため、十分な面積を確保することができ、車両の出入りに必要な道路にも接している当該地を適正地として選定したとのことです。給排水はなく、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。

事業資金 約_____万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、11月27日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員(2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北西に約300メートルに位置する農地で、立地基準は、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネットを施します。最大1.8mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の_____、_____に出荷する予定で、埋戻しの用土は鹿沼市の_____から調達予定であります。

なお、転用実績については、前回地・前々回地ともに農地への復元が完了している状況です。

隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類も添付されており、事業資金_____万円については自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当します。現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員(3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北に約150mに位置する農地で、立地基準は第2種農地となります。

事業計画書によると、賃借人は不動産業、電気部品の製造販売業を営んでいます。会社の所在は宇都宮市ですが、壬生町には顧客が多く、今後も六美町北部区画整理事業等があることから、販路拡大区域としており、壬生町に資材置場を求めているとのことであります。敷地面積および接道も十分な当該地を適正地として選定したとのことです。給排水はなし、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。

事業資金 約_____万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員(4項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南東に約150メートルに位置する農地で、立地基準としては、第3種農地に該当します。事業計画書によりますと、340ワットのパネル328枚、合計出力111.52キロワットの太陽光発電設備を予定しております。事業資金_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請ついて」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書5ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、ご説明いたします。

11/5(木)締切りの時点で、1件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (前橋市)

賃借人 _____ (栃木市)

土地が

壬生町大字羽生田 _____	畑	1 9 8 0 ㎡
壬生町大字羽生田 _____	畑	3 1 1 6 ㎡
	合 計	5 0 9 6 ㎡

園芸用土採取を目的として、令和2年3月2日から令和3年3月1日までの許可を受けており、今回、掘削深度の変更の事業計画変更となっています。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても、去る11月13日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 1番 刀川正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ11月13日(金)に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は羽生田の _____ から南東に約300メートルに位置し、立地基準としては、農振農用地に該当します。

令和2年3月2日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、当初の申請では地下4メートルまでの間に存在する赤玉土および鹿沼土を採取する計画でしたが、取引先より、鹿沼土の下層に位置するローム層の要望がありました。ローム層の採取にあたっては、現状より6メートルほど深く掘ることとなりますが、土地所有者の同意を得られたことから、掘削の深さの変更による事業計画変更申請となります。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準も該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○8番 清水利通 委員

従来、赤玉土や鹿沼土等の用途により取引ルートが決まっているかと思います。今回取引先よりローム層も要望があったということだが、どういう用途なのだろうか。

○1番 刀川正己 委員

業者さんが育苗に使うので欲しいとのことですが。

○議長 一般的には育苗用には赤玉使っているのかな？混ぜて使っているのかもしれない。

○8番 清水利通 委員

隣接する住人の同意を経て、住宅に隣接している筆は掘らないということですが、さらに6メートル掘るということで、生活基盤が身近にある場合は、影響があるとは言えないので、今後あまり増えないことを望みます。

○9番 早乙女誠 委員

掘削は、何メートルまで許可が出るのか？

●事務局 宇賀神農地調整係長

農地法上では掘削の深さの限度の記載はなく、壬生町の条例でも定めはありません。ただし、砂利採取法では10メートルが限度となっています。また、鹿沼市の土採取の条例ですと基本5メートルで、掘る土がある場合に限って10メートルまで許可するとなっています。事業者から何メートルまでなら許可になるのかという相談を受けましたが、常識的に考えて10メートルまでと話してあります。

○議長 それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

なお、本案件には、利用権設定各筆明細（新規・使用貸借権）に_____委員が設定人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の議事にあたり退席することとなります。それでは改めまして、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書6ページからの議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分について

議案書7ページのとおり、2件・11筆・面積合計が27,679㎡となっております。

次に利用権の新規、使用賃借権分について

議案書8～10ページのとおり、3件・36筆・面積合計が28,952㎡となっております。

次に利用権の再設定、賃借権分について

議案書11ページのとおり、4件・14筆・面積合計が22,896㎡となっております。

次に所有権移転分について

議案書12ページのとおり、1件・2筆・面積合計が1,829㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、_____委員が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、_____委員に退席をお願いします。

(_____委員 退席)

○議長 先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、_____委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。_____委員は、席にお戻りください。

(_____委員 着席)

-
- 議長 次に、日程第6 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の13ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

- 議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水利通 委員 (1項案件について報告)

10月10日に、願出人の_____氏とともに癸生川悦亮推進委員と現地確認をいたしました。この場所については願出のとおり、昭和52年以降、隣接している宅地と一体利用していることを確認しましたので報告いたします。

- 議長 ありがとうございました。ただいまの第1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

- 議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に日程第7の報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の14ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の15ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●局長 先日、高橋宏治委員より、新規就農者の審査結果について、議案で認定するのは根拠法令がないのではないかとのご意見をいただいた件につきまして、下都賀地区管内、また足利市が新規就農に力を入れているというのを伺ったことがありましたので、各市町に問い合わせをいたしましたところ議案として審議しているところはありませんでした。ただし、壬生町と同じように（特別）委員会で審査をするところ、また、地区農業委員・会長・職代・事務局で就農者のところに出向き面接をするというところ、3条の申請が出てきたときに合わせて新規就農の審査をし、3条の審議の時に新規者だけは総会に出席してもらい、営農計画等を述べてもらう等新規就農の審査については明確に定められていないかと思われるのでいろいろなやり方がありました。結果として、確かに許認可事務ではないので、今までどおりの総会に諮るやり方ですが、議案というかたちではないほうがいいのかというように事務局側としては相談させていただきたく思います。

○議長 いままでどおり審査会で審査して「議案〇号」というのを抜けばいいのでは。

○2番 大橋好一 委員

審査会の報告というかたちでいいのでは。総会に来てもらうのは、総会がスムーズに進むときと時間がかかるときとか色々変わってくるかと思うので、来てもらうのは総会とは別の時に審査会としてやった方がご本人も気が楽かと思う。

○議長 それでは審査会はいままでどおりのやり方で。

●事務局 岡局長補佐

その他について

- ・忘年会は見合わせる

事務連絡について

- ・R2全国農業新聞普及促進の結果について（11/19現在）

新規購読部数 77部

購読部数合計 140部（R2目標：202部）

- ・農業者年金加入推進について

- ・農地斡旋について

委員さんたちのご尽力により、売買、賃貸が成立しました。

鈴木推進委員斡旋 対象地：藤井字_____

他6筆

戸崎推進委員、鈴木推進委員斡旋

対象地：壬生甲_____

他6筆

- ・農業委員会活動記録簿の提出について⇒9月分までを早めに

12月分までは1/7
までに提出

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡願います。

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第5回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時22分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

7 番 _____

8 番 _____